

早川町・身延町・南部町医療事務組合公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(令和7年11月12日条例第25号)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関しては、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年身延町条例第32号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

